

橋本市訓令第 11 号

橋本市消防長等事務専決規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 17 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防長等事務専決規程の一部を改正する訓令

橋本市消防長等事務専決規程(平成24年橋本市訓令第5号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)
消防長の専決事項	消防長の専決事項
1・2 略	1・2 略
3 消防法(昭和23年法律第186号)第3章の <u>規定による</u> 市長の権限に属する危険物事務に関すること。	3 消防法(昭和23年法律第186号)第3章の <u>規定による</u> 市長の権限に属する危険物事務に関すること。
4 消防法(昭和23年法律第186号)第5章の <u>規定による</u> 市長の権限に属する火災の警戒に関すること	
5~7 略	4~6 略

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。